

平成 22 年度第 2 回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成 22 年 10 月 22 日（金）午後 2 時～午後 4 時
- 2 開催場所 春日井市役所南館 4 階 第 3 委員会室
- 3 出席者

【会 長】 瀧 誠 （愛知淑徳大学）

【職務代理者】 田代 波広（圏域アドバイザー）

【委 員】 林 幸児（尾張北部障害者就業・生活支援センター）
市川 潔（春日井市居宅介護支援事業者連絡会）
野崎 和子（春日井保健所）
前田 政治（春日台養護学校）
佐藤 龍史（春日井公共職業安定所）
貝沼 栄一（春日井市身体障害者福祉協会）
戸田 三保子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）
河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）
藤原 博恵（春日井地域精神障害者家族会むつみ会）
伊藤 功一（春日井市社会福祉協議会）

【オブザーバー】 尾崎 智（春日苑障がい者生活支援センター）

住岡 亜美（ 〃 ）

山中 利宏（障がい者生活支援センターかすがい）

宮原 香苗（障がい者生活支援センター JHN まある）

梅村 和乃（ 〃 ）

下村真由美（障がい者生活支援センターあつとわん）

高瀬喜代美（ 〃 ）

【事務局】 健康福祉部 部長 早川 利久
障がい福祉課 課長 西澤 章
課長補佐 小川 俊宏
主査 清水 栄司
主事 梶原 綾

【傍聴】 9名

4 議題

- (1)障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2)連絡会の報告について
- (3)地域の課題の解決に向けての取り組みについて

5 会議資料

- (1) 地域自立支援協議会について【資料1】
- (2) 障がい者生活支援センター活動報告【資料2】
- (3) 相談支援件数集計【資料3】
- (4) 相談支援事業所連絡会報告【資料4】
- (5) 当事者団体連絡会報告【資料5】
- (6) 部会委員名簿【資料6】

6 議事内容

議事に先立ち、当事者団体連絡会の設置について報告。

(会長) 議題1 障がい者生活支援センターの活動報告について、各事業所からそれぞれ説明をお願いします。

(春日苑) 全体としては住環境や食生活等の生活部分での相談が多くありました。そのなかでも一人暮らしをしている方で食生活の偏りや飲酒喫煙での健康面での相談があり、医師が指摘しても自分で改善していくことが難しい場合は、生活習慣全体で支援に入る必要があると感じました。また自立や障がいの重度化による住居の相談を受けても、希望するような住宅が見つからないことや、入居条件や金額面での問題であきらめるということもありました。地域での課題としては、生活介護や日中活動の利用できる施設が少ないことが考えられました。特に送迎を希望する場合は、施設側から車両と人員の関係から利用日が限られてしまうということも話がでています。家族で送迎が難しい場合にタクシー利用も考えられましたが、費用負担を理由にあきらめるということもありました。通園、通学を含めて移動手段の確保が大きな課題というふうに考えられました。

(かすがい) まず全体の相談件数ですが、新規のケースについては昨年度の同時期と比較して大体1.5倍程度増加しています。それらの内容としては、全体的な所感の欄に挙げたように、キーパーソンが不在なケースが今年度も多くなっています。新規相談とかキーパーソンが不在なケースが多いということで、実際に家に訪問して、家庭の状況とか、生活の状況を見つつ支援を進めていくというような必要性が生じているケースが多くなっている状況です。障がいの特性による課題の欄に挙げましたが、複雑化したケースが増えています。障がいや福祉の分野だけではなくて、非常に幅広い分野の関係機関との連携が必要となっているケースが増えていると言えます。これについては連携がとれたケース、工夫したケース、のほうで挙げたように、より親密な関係を作ることによって支援がスムーズに進んだというような経験もすることができました。こういったものを積み上げていくことで、次のより良い支援につなげていく必要があると考えています。日中活動について、事業所を使いたいと希望されている方にあつた事業所を結びつけることが難しいというような状況であります。これについて現在部会等で対応しておりますが、相談をしていくなかでも、依然とニーズが高いというふうなことを実感しています。最後になりますが、本年度8月から坂下の事務所で開所しています。そちらの状況ですが、電話相談は、相談員

あてにかかってくる電話もありますので、なかなか判断しづらいところですが、来所相談は若干ですが、数字が伸びてきております。東部地区の方に関しては足を運びやすい場所となっているのではないかと感じています。

(まある) 全体的な所感として本人支援をきちんとやっていくということが大切であると感じています。そのためにも本人を取り巻く周囲との連携は欠かせないというふうに考えています。家族支援の件数について報告します。6月が8件、7月が6件、8月が9件、9月も9件となっています。特に気になった点の記載についてですが、ある相談者が自身の体調不良について自分の精神科の主治医に相談したところ、他科の病院で検査を受けるようにというように言われたのですが、この方自身が今までそういった検査を受けるという経験がなかったので、それがとても不安だというように言っていました。市から一般検診の案内というのが届くのですが、一度もそういうのは受けたことがないというように話していました。精神科の通院に関しては定期的にされているのですが、体の健康については特になにか病気にならない限りはあまり気にかけてないという方が複数みえました。生活習慣病の予防という観点からも、自分自身の体調を把握しておくことは必要なことだと思いますので、精神科での体調服薬管理だけではなくて、トータルで健康管理という視点も持っていただけるといいかなと思いました。最後になりますが、サンクチュアリを9月に1度実施しています。

(あつとわん) 7月8月は夏休みで子どもが家にいるので相談が例年少ない傾向です。今年はまだもう少し小さい年齢のお子さんの相談の数が増えています。9月以降は、来春の就園や就学に関する相談が増えつつあります。私たちは親の話や相談を聞く側になりますので、保育園、幼稚園や学校からの話を聞く必要もでてくると感じますので、連携をとっていきたいと感じています。8月から東部子育てセンターが近隣に開設され、0歳からおおむね3歳くらいまでのお子さんの親子が遊びにきますが、発達相談を希望しているお母さんが増えているということで、子育てセンターを経由して生活支援センターに相談につながるケースというのが増えました。子育てセンターでもちょっと気になるので話を聞いてほしいというニーズが高まっていると聞いています。これからも、今後も声を拾う場とか、話せる場の提供として出張相談を含めて考えていきたいと思っています。

(会長) 意見・質問等がありましたらお願いします。

(藤原委員) まあるの報告を見て感じたのですが、2番目の連携のとれたケースや工夫したケースで、「認知症が年々進行してきた家族」とあり、私たちも避けられないと覚悟して

いるところですが、健康な人でも親が認知症や病気になると不安になりますが、トラブルが起ること、お互いが不幸な結果にならないように、事前に考えられることは何かと家族会でも話題になります。この連携のとれたケースというのは私たちにも参考になりました。もう一つですが、私たちはいろんなことを相談しますが、やれることとやれないことがあるとか、万能ではないということをよく耳にします。それは当然のことで家族としては大きなことを期待しているわけではなく、生活で困ったことを相談するとき、多くのエネルギーを使います。そして相談につながるということも大変だと感じています。障がい特性による課題に、困ったときだけでなく、日ごろからの関係作りが大切であるといえる書かれてあります。具体的にどのような工夫をしておられるのかお聞きしたいと思います。

(会長) 日ごろの関係作りというところでいいでしょうか。

(まある) ケースによるのでいろいろです。独特なコミュニケーションをとる方で、関わっていた別の機関と日中活動の施設とまあるに折にふれて葉書をくださるのです。閉じこもりがちで、下手をしたら何か自分を追い込んでしまうんじゃないかと心配なケースだと察して、葉書にきちんと返事を返すようにし、まねきねこという小グループの活動のお知らせをしたら、今は月1回のまねきねこのグループ活動は楽しみに参加してみえます。きっかけを大事にして関係作りをしたというケースもあります。私たちのところに相談にみえなくても、関係機関がいろいろ関わっているケースであれば、自分たちが直接関わらなくても、その様子をお聞きしたり、何かのときには、例えばケアマネジャーがまあるや障がい福祉課に連絡を取り合え、見守れる体制を作っています。

(会長) 他にありますか。

(河野委員) A3の集計表で、「電話による相談」、「来所による相談」、「家庭訪問」、「面談」とありますが、「面談」は特別なのでしょうか。4つの事業所から連携が重要であると言われますが、この表のどこを見ると連携がみえるのか教えていただきたいです。また、連携に関する部会ができてきますので、その部分で生かされるような事業所の報告があるとありがたいと思います。

(まある) この項目については時々見直しをしています。「来所による相談」は事業所に来てもらう、「面談」は、一緒にでかけていった先とか、他機関で面接をした場合にカウントしています。連携について一つはこの支援内容の「連絡・調整」です。一つのケースで2か所3か所と連絡を取る場合もあるので、簡単な連絡は1件に数えるのですが、内容の違

うものであると2件と上げる場合もあります。あとは人数別のところで、「他機関からの相談・確認」にも入っています。

(会長) 個別支援会議も連携の手段ですね。関連して質問ですが、個別支援会議、その他の会議が連携の意味合いが有るのか無いのか。連携というときにその他の会議というのはどういう意味合いがあるのか話していただけますか。

(まある) 一つのケースで関わっている関係機関、本人、家族が集まり検討するものは個別支援会議に入ります。その他の会議は、地域自立支援協議会、部会など仕事をする上で呼ばれていく会議です。集まらなくても、これからどういうふうにやっていこうかというような、個別ケースでないことの話し合う場合の電話や来客なども、その他の会議とカウントしているものもあります。居場所作りのために集まるグループ活動もここに入れています。

(会長) その他の会議のところに入れている業務が具体的にこういうものだと表せますか。こういう関連のものが多かったとか。

(まある) 今のところはこういうものが多かったという取り方はしてないですが、実施と時間を項目として書くようになっています。

(河野委員) 私たちは当事者側から見ますから、事業所の方たちの仕事面の部分まで数字としていただかなくてもいいという思いもあります。面談ですが、会って話すことは会って話すことで1つにしてはまずいですか。わざわざ分ける必要があるのかよくわからない。「電話による相談」とか「来所による相談」というのは、事業所とどのようにして関わってくるのかということがわかるので、その後家庭訪問をしたのか、どうしたのかというような見方をしていけばいいのかと思う。数字だけが並んでも私たちは見方がわからない。面談というのは家庭訪問でも面談になるだろうし、来所でも面談というのかなと思ったときに、直接会って話をするのは一つのくりであるとは私にはわかりやすいのですが、専門的な分け方の中では必要なことなのかと思って中身を聞いたところです。それとメッセージのところ、「問い合わせ」「打ち合わせ」「実施」と3項目ありますが、「実施」だけではないのですか。

(まある) 最初は打合せなどもその他の会議のところに入れていました。後にも報告しますが、障がい理解・普及啓発事業として自分たちが取り組んでいるものであれば数をきちんと上げて、問い合わせがあったけれども実施まで至らないということもあるので、そういう意味合いもあって分けています。

(戸田委員) 春日苑にお尋ねしますが、父母の会とか身障協会の会員は春日苑に相談したというのはほぼ耳にしない状態ということがわかりました。相談に関する報告に上がってきている報告は、個人情報もあるとは思いますが、知的障がいがない方とか、地域で働いている方とか、どういう方たちの声が多いのかというのを聞かせていただきたいです。また、電話による相談、来所による相談というのは家族からなのか本人からなのかについても教えていただきたいと思います。かすがいで、いろいろな関係機関と調整するとか、幅広い分野の支援者でとかいう言葉がでてくるのですが、具体的な機関と連携がとれたケースでどんな機関と関わって連携がとれたのかというのを教えてください。

(春日苑) 当支援センターとしましては、一人暮らしをしている方もおりますし、家族で生活されている方もみえますし、地域包括などの他機関の方などの紹介を受けて関わっている方というのも多いです。団体に属しているかどうかということまで調べていませんので、関わった方がどういう背景なのかは把握できていません。電話や来所相談は家族、本人がおおよそ半々で、特にどちらかに片寄って多いということではありません。

(かすがい) 連携について、本人が利用している事業所の職員とか、家に入ってみえるヘルパー、生活援護課、子ども支援の関係で児童相談所なども関係しています。本人と高齢のお母さんの家などではお母さんのケアマネとか、お母さんのケアに入っているヘルパーとか、本人だけでなく家庭の情報をいろんな方法で収集できるように意識することが必要と感じています。本人がよく行くコンビニエンスストアの店長だとか福祉サービスのみでなく、できるだけ幅広い機関と連携することが必要と思っています。

(戸田委員) 春日苑にお尋ねしますが、相談にみえる方の年齢層はわかりますか。多岐にわたるのか、大体で30代とか40代とか、多い年代はどのくらいですか。

(春日苑) 統計をとっていないので平均までは言い切れませんが、障がい児をもつ家族の方からもありますし、介護保険に関わっているような方もみえますので幅広い年代に分かれています。

(貝沼委員) 春日苑の報告のなかで、障がい特性による課題なかで、予算が限られているために難しいのが現状であるということと、地域の課題として生活を送るうえで移動手段は大きな課題になっているという報告がありますが、相談を受けて、制度をお知らせしてそれで終わりなのか。難しい現状だとか、大きな課題であるという相談者の声を支援センターとしてどのように声を生かし、改善するために考えて行動した経過があるのかどうかをお聞きしたいです。

(会長) 具体的な支援ということですね。

(春日苑) 制度的な面にもからんできますので、こういった地域支援協議会の場で取り上げていただいたり、そのあとにつながってくる部会のところで検討していただくところもありますし、施策推進協議会等に持っていくことがあると思います。予算面に関しては行政の判断になりますので、こちらとしてはお願いするしかないというのが現状になってきます。移動手段等でも可能な限り相談は受けまして、事業者にご相談して対応していただいたり、できないものは探すという形でやっているのが現状になっております。そういった難しいものを協議会で取り上げて、課題として汲み上げていただけるといいと思っています。

(会長) こういう構造があるからこういう問題が起きているという提案の仕方をしてもらえると協議ができると思うので、是非そういう出し方をしてもらいたい。春日井市の制度としてはこういう問題があり、支援事業者としてはここまでが限界で、こういうケースがでてきてしまうというように、個別ケースではなく、共通する構造のような形で出してもらえると協議ができると思います。是非そういう努力をお願いします。

(春日苑) わかりました。わかりやすく皆さんに共通して理解できるように表現します。

(林委員) 私たちも就業支援していくなかで、就業中に従業員のものを取ってしまったとか、あとは刑務所と関わったこともあったのですが、触法ということですぐに解決に結びつかないケースが多かったんですが、どういったような触法があったのかというのを少し話していただけると皆さん周知できると思いますのでお願いします。

(かすがい) ほとんどのケースが同じことを繰り返してしまうのですが、お金を持ってないのにタクシーの無賃乗車をしてしまったり、計画性がなく突発的になにか行動を起こしてしまって、後でお金の面で実際支払いができなくて困ってしまい、警察に行ってトラブルを起こしてしまうというようなケースであったり、特に男性が女性の格好をして女性に付きまとったりすることがあります。本人も気がついた直後はまずかったと感じますが、しばらくすると同じことを繰り返してしまう。何回も同じことを繰り返してしまうケースについて私たちは対応を苦慮しているところです。

(会長) 難しい問題でもあると思うのですが、個別の連携のなかで具体的に対応せざるを得ないですね。

(職務代理者) 相談支援事業所の皆さんが相談を受けるなかで当事者団体がありますよとか、こういう活動をしているからどうですかと紹介することはありますか。また、春日苑

のその他の項目で、中高生とみられる人とのトラブルに巻き込まれることがあったというところが、地域的な問題でもあると思いますので、プライバシーに支障がない程度で紹介いただければと思います。

(春日苑) ショッピングセンターで、制服を着た高校生とみられるような人が寄ってきて、執拗に声をかけられるようなことがあったり、在宅で生活している人の自転車でいづらをされたとか、目をつけられて追いかけられ自宅付近で自転車が道路の真ん中に置いてあったり、駐輪場で鍵が2重3重にかけられていたりというケースがありました。

(会長) いづらの被害ですね。前半の質問に関してはいかがですか。

(春日苑) 申し訳ないですが、団体があるという話はしたことはありますが、是非という形で勧めるということまではしたことはありません。

(かすがい) 育成会などの話はすることはありますが、こちらから相談・紹介したとかはなく、育成会から情報や相談いただいたケースで進捗状況の報告をしたりすることはあります。

(まある) 相談の内容によってということになりますが、斡旋みたいな形はしていません。みんなねつとのコピーをお渡ししたり、相談内容に応じてお知らせをするということはありません。

(あつとわん) 小中学生の不登校の相談などとかの場合、当事者の親御さんたちがやっている不登校の相談場所がありますので紹介させていただいています。

(会長) それでは次の議題2の、連絡会の報告についてに移ります。初めに事業所連絡会の報告をしていただいて、続いて当事者団体連絡会の報告をお願いしたいと思います。

(まある) 資料4に基づき説明。

(河野委員) 事業所連絡会は4つのところが集まって話をする、ケース検討会もしているというようなことでしたが、事業所だけでは抱えきれないことも出てきていて、それが連携という言葉になって出ると思うのですが、それらのことが事業所連絡会のなかで報告としてまとめられてこないかと思うのです。そうするともっと課題が明確化されるし、先ほど質問のなかでもでていましたが、ただ報告であるというだけではなくて、こういうふうなことが困難であったとか、事業所だけでは対応しきれないことが出てくると、たとえば部会につながったりとか、ここでの検討課題になっていくと思ひまして、各事業所の報告はありますが、事業所連絡会のなかでそれらのことが話し合われているかお聞きしたいです。2人とか3人の方でこなしていかなきゃいけないことですので、難しいことがたくさ

んあると思うのです。困難事例がたくさん出ているように思いますので、そういうものも事業所連絡会の報告として上がってくると、次につながるやすい資料として扱えるのではないかとこのふうにも思えます。現時点でそういうものがあれば聞かせていただければ部会の参考になるのではないかと思います。春日井市の相談支援事業として、相談を受けていくプロセスを統一したマニュアルはあるのでしょうか。

(まある) 全部の内容の答えになるかどうかわかりませんが、統一したマニュアルというのはいりません。具体的な相談の流れの統一したマニュアルとか4か所これでやりますとかというふうではないですが、先ほどの連絡会のなかからの課題の抽出云々ということに関しては、それぞれが報告の前半にあるような課題を持ち寄って、障がい別にいろいろあるけれども、共通した課題は何かという整理は連絡会でやっています。課題の出し方としては、1年間4か所で相談を受けてきて、何が課題か、どういったことに困っているのかを出し、翌年度の最初の協議会で課題に挙げるという形でできており、その作業は連絡会の中で行っています。

(会長) さっきの困難事例の対応とかはどうしていますか。

(まある) 個々の困難事例の対応は、個々に関わっている事業所が実際に関わっている関係機関と随時行ってきています。先日連絡会で出た事例では、小さいときから虐待を受け、障がいを持っている方が成人になって一人暮らしをし、仕事をしたり生活をしているというケースが複数あり、元々持っている障がいだけでなく、虐待を受けてきたということでのいろんな表現の仕方や問題の出方があったので、それをどう捉えるのかということについてというのはありました。

(河野委員) 相談支援事業が始まる時には、4つの事業所誰がどこに行ってもいいというふれこみがありました。その人の事情で、知的だけとかすがいでなく近い所で相談に行きたいと思う人がいたとしたら、相談の見立てとか、ケースの流れはそれぞれの事業所の個々のやり方ではなく、ある程度統一したやり方で汲み上げてきて、専門的な部分になったときには、精神のことだと思えるのでまあるのほうが情報たくさんあるでしょうか、児童のこととか発達障がいだったら、あつとわんのほうが情報がありますというふうの流れでいくと私は思ったのです。今は最初から皆がその看板にあるところから入っていきませんが、どこの事業所が受けても見立てをすところの、その汲み上げるところの、受け止めるところの部分での流れは統一したものがあつたらいいかと思ったものですから事業所連絡会では話し合われるのかお聞きしたかったのです。困りごとに沿って継続して受けてい

くためには、事業所連絡会のなかで、こういうケースがあつて、自分たち相談支援事業所としてもここで一杯なので、その人のため、皆のためを思ったら、次に上げるために連絡会からの課題提出が出てくると、もっと全体のものになるというイメージをもったのです。

(まある) 一次相談は4か所どこでも受けています。相談を聞いてく中で精神につないだほうがいいのか、身体と精神の重複の方の家族から相談があつたときに、初回の面接を春日苑とまあるが一緒に聞く場合であつたり、発達障がいとの関係の方であればあつとわんと一緒にとか、かすがいで知的な遅れはない発達障がいの仲間作りとか、居場所が必要だということで、グループ活動につないでもらって、やっとここ最近参加できるようになつたりとかというふうで、そういう前例はあります。

(会長) 他に意見はありますか。なければ次の当事者団体連絡会の報告をお願いします。

(河野委員) 資料5に基づき説明。

(会長) ハード面ソフト面という話をいただきましたが、まずは前半の課題の1から3については環境面ということになっていますので、これは事務局からお願いします。

(事務局) 課題1ですが、障害者自立支援法の施行に伴い平成19年度から4か所の障がいの支援センターの委託設置をしております。相談員は専任で従事しており、市の公的事業なので、中立的な立場で従事しています。

課題2番の相談をする環境については、総合福祉センターのなかに相談支援事業所として、精神のまあると、知的のかすがいが入っている。常設するスペースがないことと、相談に十分応じられるように時間を確保するため、あらかじめ電話等で予約をお願いしております。

課題3番の誰でも行きやすい事業所の場所については、身体障がいを主に扱う春日苑と障がい児を担当するあつとわんは、現状の事務所で実施しているため東部方面にあります。精神と知的については総合福祉センターであり、市の中心部で、駐車場も広い。

(会長) ただいまの報告について意見や質問があればお願いします。特に2番に関して他の委員からも意見をという要望がでていますのでお願いします。

今日私も初めてどんな環境にあるのか実際に見せていただいたのですが、いくつか気づくことができました。多分相談支援事業者の方も困っているし、利用者の方も相談しづらい環境が垣間見えたところがあるのです。利用者の方からすると早急に改善をしてほしいことはいくつかあるだろうという気がして帰ってきたのですが、他の委員の方で実際にご覧になられて感じたこととかありましたら意見をお願いします。

(野崎委員) パーティションで区切られたような空間なので、使いづらいと思います。相談室の予約が前もっているというのを初めて聞きまして、いつも確保できる相談室というのが無いのは相談を受ける側としては大変だと思います。

(会長) 常時使える空間がないと厳しいということですね。他にありませんか。

具体的な問題に関して、具体的に解決をしていくというのは大切だろうという気がします。苦情だとかそういったところから環境についての改善をできることからやってもらいたいという気がします。今日見せていただいたときに感じたのは、事務所から相談を実際に受けるところまでちょっと空間があったり、調子が悪くなることもあり得るので緊急性が生じたときにどう対応するのか、あとは周りの音とか声が聞こえたりとか、相談というのは守秘義務が守られないといけないので、そういう空間になり得るのかどうかということも、これから見直していただきたいと見て感じたところです。そのへんを具体的に挙げていって改善できるところからやっていただきたいと思います。

それから、これは市町村委託なのでどこの市町村でも起きてくることなんですけど、サービスをする事業者と相談をする事業者が同じ場合が多々あるのです。そういった場合にどういう区分けをするのかということで、連携ともからんでくるのですが、大口町の場合、連携をするに当たってこの機関とこの機関とこの人には相談してもらったり情報提供してもらっているが、それ以外のところには必ず事前に確認するという誓約書のようなものを書いて、連携を深くする工夫をしているところもあるのです。そういうような工夫というものも今後考えていってもらいたいという気がします。特に医療がからんできたりすると余計にでてくるという気がしますので、連携の問題がせつかくできたわけですから、ぜひ方法論で検討していただきたいということでお願いしておきたいと思います。

それでは後半の実際のソフトの部分について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 相談支援事業所の周知については、障がい福祉課窓口で障がい者サービスガイド、事業所一覧を設置し、ホームページ、12月の広報でPRしております。また、障がい者手帳交付時にも案内をしております。

(会長) 相談支援事業所からもお願いします。

(かすがい) 障がい福祉団体の会員さんはあまり利用していないというようなことですが、ケースがあれば相談いただくとありがたいと思います。こちらとしても周知の必要性があると感じます。言葉遣いについては注意をしているつもりではあるのですが、相談にみえる方の気持ちに即し、今まで以上に注意して接する必要があると思います。予約につい

ではお越しいただいて相談を受けられないとか、あいまいな段階で予約取って予定が変わるということは相談にみえる方にとって精神的にも負担になると思いますので、一番確実に相談を受けられるということで手間ではあるかもしれませんが、こういった体制で予約していただいております。

(まある) 相談のための予約は、先程話のあった相談できる場所と時間をきちんと確保するためです。相談を聞くということは、まあるの場合だと2、3時間かかるケースもありますので、その時間をきちんと確保するためには自分たちが会議などですぐに出ないといけないとか、予定のない1時間だけとかというふうではいけないと思います。また、来たけれど留守だったということが申し訳ないので、予約を取っていただくというふうにさせていただきます。

(会長) 中途半端な相談にならないためにはきちんとした時間を確保することが必要ということですね。

ハード面ともからんでくることが多いと思って聞いていたのですが、いかがですか。

(藤原委員) 予約の予約という意味ですが、たとえば相談員が不在だった場合、電話していただけますかっていうことなのです。相談したいときは今すぐ相談したいのですが、相談員がいないということであれば何時頃帰ってみえるのかとか、したいのを抑えて、そしてまたわからないと何度か電話しなければいけない。自分も出かけた時間だけれども電話口にはばり付いていなければいけないような状況もあったというようなことを私は聞いています。たとえば帰りましたら電話しますとか、留守電にしておきますとか、対応ができるんですけど、それができなかったということなのです。また改めて予約の予約を入れるために電話をとという意味なのです。でもそれはこの前言ったら、早速折り返し電話があったとか、すごく対応が変わったとか、丁寧だったよとかいうような報告をすぐに聞きました。それでやっぱり私たちも声を出していくことは大事と感じています。

(河野委員) 情報提供、周知ということのなかに、予約のことも今後入れていただけたらというふうに思うことと、個人的に不満な部分ですが、本来相談支援事業というのは当事者のものであると思いますので、当事者のことを思ってください、事業所側からこの環境のことについて出てこなかったというのが私としては不満でありました。そこに決められてそこに納まったから良しではなくて、その中身の点検ということは私たち利用する側ですけれども、その事業を行う側も是非するべきだと思います。それがどういうふうになされてきたかというのが過去3年分の不満として私たちがここに挙げたのが正直なところ

ろです。事業所の相談員の皆さんに不満をぶつけるのではなく、こういうやり方に甘んじてきた自分たちも含めての不満や怒りでありましたので、今後良いものにしていきたいと思う、これが一つの形だと理解していただきたいです。

(会長) 今のは意見として伺っておけばいいですね。

(林委員) 私は昨年度まで3年間かすがいにおり、今年度からはようわで相談員をやっています。圏域で動いているため、いろんな方にすぐ対応できなかつたりとかというところは課題として認識したいと思っています。

(まある) 先ほど藤原委員から話のあった、予約をしたいということで電話があるときに、指定の相談員がいない場合、私たちは今日の午後だったらいますとか、明日の午前だったらいますとかという伝え方はきちんとしています。お電話かけれますかと言うと、自分が外出したいとか、自分が明日何時にかけますとか言われます。先ほどおっしゃったようなあいまいにお伝えしているつもりではなくて、逆にこちらからかけましょうかといっても、電話が得意な人、得意でない人、電話がかかってくるとびっくりするから、体調のいいときに自分でかけますという方もみえます。特に何かがあって対応を変えたということはないです。連絡が可能な時間帯を伝えてありますし、対応はそれぞれやっています。ただ予約を取ったほうがいいのかどうかで、電話だけでいいのかわからないという相談の方もみえるので、指定の相談員がいるときにお電話くださいというのが、予約のための予約というふうにとられることもあるかと思います。

(会長) できる限り利用者にとって使いやすいそういう接遇の仕方をしていただく、そういう努力をしていただくということですね。具体的な個別のケースは個別のケースできちんとその人なりに対応していただくということ、まずはそれをお願いするということだと思います。

次に議題3 地域の課題の解決に向けての取組みについて事務局から報告をお願いします。

(事務局) 資料6に基づき説明。

(会長) 部会の立ち上げの状況などについて報告がありましたが、質問等がありましたらお願いします。今回に関しては始まりましたという報告ですので、次回以降具体的なことがでてきたところで協議いただきたいと思います。

なければ、以上で本日予定していました議題はすべて終了しました。
その他事務局から報告があればお願いします。

(事務局) 前回の協議会で懸案になっていたところの報告をします。

サポートブックについて

療育のために親子通所を利用している子が、保育園や小学校に行く際に、その行く先の先生方に本人の情報などを正確に届けられるようにということで、モデル事業として平成20年、21年度について、親子通所を利用している方に「サポートファイル」といって、記録を差し込むことができるファイルを配付した経過がある。現在障がい福祉課においてサポートブックの原案を作成中である。今後障がい者団体や委員の皆さんに意見をうかがうなかで進めていきたい。

資源表について

昨年度乳幼児期の資源表が完成し、8月に関係機関に配布した。さらに、学齢期・成人期の資源表ということで先般の協議会で内容の了解を得て、来月中に関係のところに配付の予定。

相談支援事業所の評価について

本日の協議会でも支援センターの活動報告を資料に基づき協議したが、これも評価の一つとしている。一方、相談支援事業所の利用者側からの評価を得る手段が現在はないことから、評価を得るための利用者アンケートを検討している。アンケートの内容を次回の協議会で報告できるように進める。

(伊藤委員) サロンについて

社協がどのようなサロンに取り組んでいるかの現状について。

市内に40の地区社会福祉協議会という組織が市民主催で作られている。5000世帯を越えるものや500世帯前後のものまで規模に格差がある。

1、ふれあいミニデイサービス事業 (市の委託事業)

現在9の地区社協が運営するものとボランティアが運営するものが1つで合わせて10会場。

対象は主に閉じこもりがちな高齢者で、地域のなかで世話をしてくれる協力員を募集し、地域の公民館や総合福祉センターなどの地域の施設で、10時から3時頃まで昼食をはさんで行う。体操や歌を歌ったり、おしゃべりなどの地域が行うデイサービス。

名前は、ふれあいミニデイサービスで、原則月に1回開催。

2、福祉協議会が実施するいきいきサロン

1の半日版で、午前、または午後の時間帯で実施し、高齢者に対する支援活動を行う。

10 の地区社協で、11 会場で実施中。

3、子育て支援サロン

0 歳から 3 歳くらいの就園前の子どもとその保護者が対象。

地域の協力員が中心となり、お母さん方と子供たちの出会い、子育ての相談に関する支援に応じている。15 の地区社協が取り組んでいる。

1 と 2 が高齢者、3 が幼児とその母親で、障がいの方が参加できるサロンは、2 のいきいきサロンのなかで、高齢者や障がい者も対象にという形では行っているが、あくまでも地域が主体で勧めていく。現在障がい者に対して誘いをかけている地域は 2 つの地区がある。

(2 つの具体的な内容紹介)

サロンは地域の協力者の支援活動になるため、介護保険のデイサービスと比較すると予防的あるいは要支援程度の一般の皆さんが支援できる程度の内容で、交流的な部分が多い。

障がいを持つ方たちのサロンという形になると、どういった場所で、誰がどういった形でそれを進めていくのかという部分については、たとえば日中部会のなかで検討するのか、障がい者福祉関係団体、当事者の皆さんがいろいろと企画をしていくなかで、たとえば社会福祉協議会がどんな協力ができるのかという形で進めていくかというのが骨子を作っていくなかで協議をしてもらう形になるというイメージで思っている。

(会長) 今の報告について意見がありましたらお願いします。

(河野委員) サロンについてですがこれから案を作って、社協が中心になってやっていくということでしょうか。前の自立支援協議会の際の流れだと、サロンは社協がよろしいのではないかというような感じで投げ掛けをしたというふうに思いまして、社協のなかで計画が進んでいるかと勝手に解釈をしていたのですが、決してそういうことではないと今のお話では思ったのですが。

(伊藤委員) 前年度の自立支援協議会での報告は私も引継ぎを受けておりますので承知しておりますが、サロンを福祉協議会が主体的に作ってという事業とは違うというところは認識していただきたいと思います。例えば地域でのサロンが欲しいというニーズがあります。そういった部分について、どのようにそういう場所を作っていくかというのは、障がい福祉サービス事業あるいは介護保険事業としてではなく、あくまでも住民の支えあいとか助け合いを中心に行っていく事業として位置づけているというところは大前提でありませう。たとえば日中活動部会のなかでいろいろとこういったような形でできていくのではな

いか、その目的とか場所とかというような形で検討されていくのか、あるいは障がい者関係福祉団体のなかで、こういうイメージのサロンを作りたいんだけど、私たちはこういった部分ができる、社協としてはどういったような協力ができますか、あるいは相談支援事業所などはどういった協力ができますかというような形で、お互いが作り上げていくサロンというものですという形で理解いただきたいと思います。

(会長) 去年度の居宅支援部会の流れや連続性というところで事務局のほうからなにかありますか。

(事務局) 去年度の居宅支援部会のなかで、当初はヘルパーが少ないということから部会を立ち上げて行ってきたわけですが、ヘルパーが足りないというところから、障がい者を理解するところから、将来ヘルパーになっていただける人もあるのではないかとというような観点もありまして、地域でボランティア等がサロンを立ち上げることが、障がい者理解につながるのではないかとこの話のなかから、最終的にそういった地域の関係については社協でお願いをしたらどうだということで、そちらのほうへ話が向いたという経過です。

(戸田委員) 去年私がとったメモを見ますと、サロンは社協任せのほうがよくとか、あと社協の地域福祉計画へつなげるということで残っているのですが、社協は以前はソフトだけでしたけれども、事業所ということでハードとソフトと一緒にになりましたので、たとえば社協でそういうサロンというのは中心になってされることは可能なのですか。

(伊藤委員) 先ほども少し言いましたが、サロンという定義をどんな風にもっていくかというところなのですが、たとえば障がい福祉サービスのなかの、生活介護とか就労支援であったり、社会福祉協議会は事業団と合併を行って、市からの指定管理で障がい関係の施設の管理運営をしています。その法に基づいた事業として実施しているという部分を一つ押さえておきたいと思います。今私たちが前回から引継ぎでいっているこのサロンの定義という部分を整理すると、あくまでも事業ではできない部分で住民の皆さんに障がい福祉というものを理解していただくというところで行くと、それは市民参加とか共同活動的な部分でのサロンというイメージで受け止めています。それはあくまでも社会福祉協議会が実施するというのではなくて、地域のなかでの協調的な活動をどう構築していくか、そのなかで社協がどう支援ができるかという捉え方をしていますので、施設での福祉サービスとサロン事業をもし私が理解している部分で間違っている部分があれば各委員からの意見とかをいただきたいと思います。そういった形で整理をしたうえでのサロン事業という説明をしています。

(会長) 活動のなかのサロン事業という位置づけですね。ですから日中活動の部会のなかで様々な柱の中の一つとして、骨子の中に共通的な活動といったときに一つの案として存在するという、そういう理解でよろしいでしょうか。

(伊藤委員) はい。

(会長) ありがとうございました。他に意見はありますか。

(藤原委員) その他で課題に上がってきている住宅の問題があったと思います。研究課題として調査、情報収集をして、具体的にまとめていくのは相談支援事業者が中心にやっていくということだったと思いますが、その後の動きはなにかありますか。

(事務局) たしかにそういった課題をもっています。このところ主に部会のほうの立ち上げ等でなにかと時間をとりまして今後引き続き取り組んでいくことになりますので、次回のときに報告ができるようであれば報告をしたいと思います。

(会長) 研究課題ということ取り組んでいかれますので、ちょっとお待ちいただきたいということです。

以上で終了します。

上記のとおり、第2回春日井市地域自立支援協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び職務代理者が署名及び押印する。

平成22年12月28日

会 長 瀧 誠

職務代理者 田代波広